

平成31年度第1回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

- 【日 時】 令和元年7月1日（月）16時40分～17時45分
- 【場 所】 広島市中区役所7階 第2会議室
- 【出席委員】 委員8名中6名出席
塚井誠人（会長）、伊藤雅、川原直毅、小林文香、細田みぎわ、三浦浩之
- 【対象店舗】 （仮称）スーパードラッグひまわり伴東店
- 【公開・非公開の別】 公開
- 【傍聴者】 なし
- 【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

1. 広島市経済観光局産業振興部商業振興課からこれまでの経緯等を説明
2. 店舗設置者から計画概要を説明
3. 質疑応答
 - (1) 交通関係
 - 質問 1-1 道路 No. 1（主要地方道広島豊平線）と道路 No. 3（開発道路）との交差点に信号機は設置されるのか。
□回答 1-1 現段階では設置されない。道路 No. 1 沿いの近くの交差点に既に信号機が2つあることから、新たな設置は難しいと思われる。
 - 質問 1-2 市道安佐南4区251号線から直進して来店する車両は、道路 No. 1 を横切ることになるが、注意喚起を促す等の配慮はあるか。
□回答 1-2 公道上の話なので店舗設置者として行う対策は限られているが、なるべく直進して通行できるように道路を設定した。
 - 質問 1-3 当該交差点において、道路 No. 3 から道路 No. 1 に対する視認性はどうか。
□回答 1-3 歩道空間を広く設け、視認性を確保している。
 - 質問 1-4 道路 No. 1 と道路 No. 3 の交差箇所（道路 No. 3 の北端）には一時停止等の表示をするのか。
□回答 1-4 一時停止等の表示はせず、破線（ドットライン）を表示する。道路上の表示については、交通管理者と道路管理者との協議により決まった。
 - 質問 1-5 道路 No. 3 について、今後の管理はどこが行うのか。
□回答 1-5 市が管理する。
 - 質問 1-6 当該交差点から直進若しくは右折して退店する車両が滞留する可能性があること、また、沼田 PA スマートインターチェンジの供用が開始されており計画時より周辺道路の通過交通量が増加している可能性があることから、道路 No. 1 に左折して退店する車両は駐車場出口 No. 4 を積極的に案内する等、退店車両の誘導方法を適切に実施してほしい。
□回答 1-6 開店後の状況を見て、適切に対応したい。

■質問 1-7 道路 No. 2 は積極的に来退店経路として用いないということによいか。

□回答 1-7 そのとおりである。

(2) 騒音関係

■質問 2-1 駐車場 No. 1 の北西に駐車区画を 4 台設けているが、住居に面していることから前進駐車の案内ができないか。若しくは、安佐南 4 区 2 5 1 線沿いに駐車区画を移すことは検討できないか。

□回答 2-1 当該箇所には目隠しフェンスを設置することとしているが、適宜検討する。

(3) 景観関係

■質問 3-1 屋外広告物の掲出内容・方法を色々と検討しているようだが、届出書に記載のあるとおり、周辺の景観との調和に配慮した点はあるか。

□回答 3-1 現時点では確定しておらず試行錯誤の段階だが、条例を遵守した内容としている。

(4) その他

■質問 4-1 風除室の東側に扉があるが、歩行者用通路を塞ぐことにならないか。

□回答 4-1 当該扉は避難用として運用する。通常時は使用しない。

■質問 4-2 避難時は当該扉から北方向へ避難するというによいか。

□回答 4-2 そのとおりである。

■質問 4-3 敷地内の緑化計画について、条例に基づく必要面積を確保できる内容となっているか。緑化面積の算出方法を教えてほしい。

□回答 4-3 確認し後日回答する。

■質問 4-4 店舗西側を芝生により緑化する計画のようだが、付近にはブロック塀があり、あまり視界に入る場所ではないと思う。緑地を配置するにあたり配慮できなかったか。可能であれば、多くの人が目にする場所に配置してほしい。

□回答 4-4 施設の配置状況から当該部分を芝生とした。道路 No. 2 からは視界に入ることから、完全に遮断されているわけではないと思われる。

■質問 4-5 マイバッグ持参運動の推進を図ると記載があるが、何か具体的なものはあるか。

□回答 4-5 通常業務の範囲で行う。レジ袋有料化等については、業界全体の動きとならないと、一社独自で行うことは難しいのが現状。

■質問 4-6 少量買い物の客に声かけを行うなど、可能な範囲で実施できることを検討してほしい。

□回答 4-6 承知した。

4. 委員の指摘事項

- 道路 No. 1（主要地方道広島豊平線）と道路 No. 3（開発道路）の交差点付近の交通状況に留意するとともに、退店車両の誘導を適切に行うこと。